

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく衛生委員会を設けなければならない。
- 3 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任しなければならない場合、1人の衛生管理者については、その事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任することができる。
- 5 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、所定の様式で所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、健康診断を実施した結果、異常な所見が認められた労働者に関しては、健康保持に必要な措置について、医師の意見を聞かなければならない。
- 3 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- 5 事業者は、6か月以上の期間海外に労働者を派遣するときは、あらかじめ当該労働者に対し、一定の項目について、健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、強烈な騒音を発する場所で新たに業務に従事する労働者に対して、耳栓等の保護具の取扱い方法を含めた教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、法令に基づく特別の教育を実施するときは、法令で定められた資格を有する者にこれを担当させなければならない。
- 3 事業者は、雇入れ時の安全衛生教育を行うときは、法令に定める事項の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その事項についての教育を省略することができる。
- 4 法令に定める業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務につくこととなった職長に対し、現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事項について教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、法令に基づく特別の教育を行ったときは、その記録を作成し、一定の期間保存しておかなければならない。

問 4 次のイから二までの作業場について、労働安全衛生法第65条第1項に定める作業環境測定を行うべき作業場に該当するものとして、正しいもののみの組合せは、下のうちどれか。

- イ 動力により駆動されるハンマーを用いて金属の成型を行う屋内作業場
 - ロ 第3種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う屋内作業場
 - ハ 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分
 - ニ 特定化学物質の第3類物質を取り扱う屋内作業場
- 1 イ ロ
 - 2 イ ハ
 - 3 イ ニ
 - 4 ロ ニ
 - 5 ハ ニ

問 5 次の機械等のうち、労働安全衛生法第42条の厚生労働大臣が定める規格を具備すべき機械等に該当しないものはどれか。

- 1 使い捨て式防じんマスク
- 2 硫化水素用の防毒マスク
- 3 潜水器
- 4 工業用の特定エックス線装置
- 5 排気量が法令で定める容積以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、計画の届出については、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 都道府県労働局長から安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、この計画を作成しようとする場合には、労働組合又は労働者の代表者の意見をきかなければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その工場を増設しようとするときは、この工事に係る計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、その事業場の酸素欠乏危険場所に全体換気装置を設置しようとするときは、その計画を届け出なければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき特定粉じん発生源に局所排気装置を設置しようとするときは、その工事の開始日の30日前までに計画の届出を行わなければならない。
- 5 労働基準監督署長は、届出が行われた計画について法令違反があったときは、届出に係る工事等の差し止め又は計画の変更を命ずることができる。

問 6 有害物等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、ベンジジンその他製造等の禁止されている有害物については、試験研究のためである場合を除き、工場での生産はもちろん、使用することもできない。
- 2 事業者は、製造の許可を要する有害物については、厚生労働大臣の許可を受けたうえ、その許可基準に適合した作業方法に従って製造しなければならない。
- 3 ベンゼンその他法令で定める労働者に健康障害を生ずるおそれのある有害物を工業的用途に提供する者は、容器又は包装を用いる場合、これに法令で定める事項を表示しなければならない。
- 4 通知対象物を工業的用途に提供する者は、その通知対象物に関する法令に定める事項を文書の交付等により、提供する相手方に通知しなければならない。
- 5 新規化学物質について法令に基づき有害性の調査を行った事業者は、その新規化学物質に有害性が認められた場合に限り、厚生労働大臣に届け出なければならない。

問 8 指定作業場に係る定期の作業環境測定において、法令上、第2種作業環境測定士が行うことができない業務は次のうちどれか。

- 1 アセトンに係る液体捕集方法によるサンプリングの業務
- 2 鉱物の粉じんに係る重量分析方法による分析の業務
- 3 塩化ビニルに係る検知管による空気中の濃度の測定の業務
- 4 放射性物質取扱作業室の作業環境測定におけるデザインの業務
- 5 石綿に係るろ過捕集方法によるサンプリングの業務

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、所属する作業環境測定士に異動があった際は、速やかに、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定の業務の一部でも休止したときは、遅滞なく、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 3 作業環境測定機関は、登録を受けた都道府県労働局長の管轄区域以外の都道府県においても作業環境測定の業務を行うことができる。
- 4 作業環境測定機関は、指定作業場に関して、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について登録を受けなければならない。
- 5 作業環境測定機関は、作業環境測定の業務に関する規程を定め、遅滞なく、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。

問 11 作業環境測定基準及び作業環境評価基準に基づき、管理濃度が 100 ppm の測定対象物質を取り扱っているイ、ロ、ハの各単位作業場所について、作業環境測定を行ったところ次のような結果であった。

各単位作業場所の管理区分の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

	E_{A1}	E_{A2}	B
イ	110	105	120
ロ	80	70	160
ハ	105	90	140

ただし、 E_{A1} (単位 ppm) 及び E_{A2} (単位 ppm) は、それぞれ A 測定における第 1 評価値及び第 2 評価値とし、B は B 測定の測定値 (単位 ppm) とする。

	イ	ロ	ハ
1	第 2 管理区分	第 3 管理区分	第 3 管理区分
2	第 3 管理区分	第 3 管理区分	第 2 管理区分
3	第 3 管理区分	第 2 管理区分	第 2 管理区分
4	第 3 管理区分	第 1 管理区分	第 3 管理区分
5	第 1 管理区分	第 1 管理区分	第 2 管理区分

問 10 作業環境測定基準に定められた次の測定対象物質 A、試料採取方法 B 及び分析方法 C の組合せのうち、誤っているものはどれか。

	A	B	C
1	ノルマルヘキサン	液体捕集方法	吸光光度分析方法
2	クロム酸及びその塩	液体捕集方法	原子吸光分析方法
3	フッ化水素	液体捕集方法	吸光光度分析方法
4	キシレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5	クロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

問 12 坑内の作業場に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 炭酸ガス濃度は、原則として 1.5% 以下としなければならない。
- 2 気温は、原則として 37 以下としなければならない。
- 3 自然換気が不十分な坑内においては、十分な換気をする場合を除いて、内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- 4 炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場は、2 月以内ごとに 1 回、定期的に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
- 5 通気設備が設けられている坑内の作業場では、半月以内ごとに 1 回、定期的に、通気量を測定しなければならない。

問 1 3 特定化学物質障害予防規則により規制されている特定化学物質に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 アルファ-ナフチルアミンは、第 1 類物質である。
- 2 フェノールをその重量の 5 % を超えて含有する混合物は、第 3 類物質である。
- 3 硫酸は、第 2 類物質である。
- 4 ベリリウムをその重量の 3 % を超えて含有する合金は、第 1 類物質である。
- 5 ジアニシジンは、第 1 類物質である。

問 1 5 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 鉛等には、鉛、鉛合金及び鉛化合物がある。
- 2 焼結鉛等には、銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずる煙灰及び電解スライムが含まれる。
- 3 鉛合金とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の 1 % 以上含有するものをいう。
- 4 鉛化合物には、酸化鉛、水酸化鉛等がある。
- 5 鉛装置とは、粉状の鉛等又は焼結鉛等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。

問 1 4 有機溶剤中毒予防規則に規定されている事業者の措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 局所排気装置については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- 2 第 3 種有機溶剤等を用いてタンク等の内部で洗浄の業務に常時従事する労働者に対しては、法令に定める健康診断を行わなければならない。
- 3 第 3 種有機溶剤等を用いて地下室の内部で払しょくの業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。
- 4 第 2 種有機溶剤等を用いる有機溶剤業務を常時行っている屋内の作業場所には、有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。
- 5 空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口の高さは、原則として、屋根から 1.5 m 以上としなければならない。

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 放射性物質取扱作業室内においては、天井、床、壁、設備等を 1 月を超えない期間ごとに汚染の検査をしなければならない。
- 2 放射性物質取扱作業室の内部の壁は、表面が平滑に仕上げられていなければならない。
- 3 放射性物質が多量にもれる事故が発生したときは、事故によって受ける実効線量が 15 mSv を超えるおそれがある区域から、直ちに労働者を退避させなければならない。
- 4 密封された放射性同位元素を取り扱う業務であっても、常時管理区域に立ち入る労働者に対して法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 5 密封された放射性物質のみを取り扱っている作業場であっても、作業環境測定士による測定を行わなければならない。

問 1 7 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 除じん装置を付設する局所排気装置のファンは、原則として除じんをした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 法令により設置した除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。
- 3 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 4 法令に基づき設置される局所排気装置の除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合は、サイクロン方式にすることができる。
- 5 屋内の特定粉じん発生源について、所要の措置を講ずることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定した場合は、労働者に呼吸用保護具を使用させ、かつ、全体換気装置による換気を行って作業させることができる。

問 1 9 石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。
- 2 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体作業を行う場合で、その石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。
- 3 事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設けた局所排気装置には、粉じんの粒径に応じて、法令に定める除じん装置を設けなければならない。
- 4 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体作業については、技能講習を修了した者でなければ、その作業につかせてはならない。
- 5 石綿等を取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、法令に定める報告書を所轄労働基準監督署長に提出するものとされている。

問 1 8 事務所衛生基準規則に基づく作業環境測定に関する次の記述のイ、ロ、ハの に入る期間及び測定対象の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務室については、原則として イ 以内ごとに 1 回、定期的に、 ロ の含有率並びに室温、外気温及び ハ を測定しなければならない。」

	イ	ロ	ハ
1	1 か月	二酸化炭素	気 流
2	2 か月	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
3	1 か月	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
4	2 か月	二酸化炭素	相対湿度
5	2 か月	二酸化炭素	気 流

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺の合併症の一つに肺結核がある。
- 2 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺健康診断の結果じん肺の所見のない者については、3 年以内ごとに 1 回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 3 である者については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された者のじん肺管理区分の決定は、地方じん肺診査医の診断又は審査により、労働基準監督署長が行う。
- 5 じん肺管理区分が管理 4 と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとされている。